

工事名：那覇ふ頭岸壁防食工事（R8）

質 問 内 容	積算にかかる工事区分に関してご質問いたします。特記仕様書にて「港湾工事（構造物工事）」と記載されていますが、今回発注工事の内容を見ますと「構造物工事(防舷材・電気防食のみ取付)」という工事区分に該当しそうですが、特記仕様書通りの「港湾工事（構造物工事）」でよろしいのでしょうか、確認のためにご質問いたします。 ご教授お願いします。 ※スペースが足りない場合は、適宜、用紙を追加してください。
------------------	--

回答)

当該防食工事の工種には、電気防食工および被覆防食工があります。
よって、「港湾構造物において、電気防食のみを取り付ける工事」には該当しません。
特記仕様書にある「港湾工事(構造物工事)」で積算してください。